

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1, 事業所の法人の概要

名称	社会福祉法人 曾於市社会福祉協議会
所在地	曾於市財部町南俣 504 番地 1 (財部保健福祉センター内)
連絡先	電話 0986-72-0460 FAX 0986-72-0245 E-mail sohokubu-shakyo@dream.ocn.ne.jp
代表者名	会長 山本 ひとみ
法人設立年月日	平成 17 年 7 月 1 日

2, 事業所の概要

事業所名	曾於市地域包括支援センター
所在地	〒 899-8605 鹿児島県曾於市末吉町二之方 2342 番地 2 (そお生きいき健康センター内)
連絡先	電話 0986-76-8824 FAX 0986-28-8140 E-mail houkatsu@shakyo.or.jp
管理者名	坂元 直美
事業所番号	4601600028
通常の事業の実施地域	曾於市内
営業日	月曜日～金曜日 ただし、祝祭日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間の連絡体制を確保するものとしています。

3, 事業所の従業員

管理者	1 名 (兼務)
担当職員 (介護支援専門員その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員)	1 名以上

4, 事業の目的

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会が開設する指定介護予防支援事業所 (以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者 (以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等 (以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

5, 運営の方針

- (1) 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態の予防と、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことできるように配慮して行うものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

- (3) 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- (4) 事業の運営に当たっては、曾於市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行なう者等との連携に努めるものとする。
- (5) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (6) 事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- (7) 上記のほか、「曾於市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 27 年曾於市条例第 8 号。以下「条例」という。）及び「曾於市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成 29 年 4 月 1 日告示。以下「市要綱」という。）に定める内容を遵守するものとする。

6, サービス内容

(1) 介護予防サービス計画の作成

- ・利用者のお宅を訪問し状況を確認、利用者やご家族の解決すべき問題を把握します。
- ・自宅周辺地域における介護予防サービス事業所や総合事業サービス事業所、介護保険以外のサービスの内容や利用料等の情報を収集し利用者に適正に提供し、サービスの選択を求めます。
- ・利用者の状況や意向に応じた目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス計画を作成し交付します。
- ・利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、また、利用者等の状況の変化により介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者の同意を得たうえで介護予防サービス計画を変更します。

(2) サービス事業者等との連絡調整

介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業者や総合事業サービス事業者等との連絡調整を行います。

(3) サービス実施状況の把握、評価

- ・利用者の自宅を少なくとも 3 ヶ月に 1 回（介護予防ケアマネジメントにおいては、市の規定に基づいた頻度で）訪問、それ以外の月は電話またはサービス事業所を訪問して、利用者の状況やサービスの実施状況を把握します。ただし、利用者の状態が安定しており、テレビ電話装置等を介して意思疎通ができる場合は、利用者や関係者の同意を得たうえで、サービス事業者との連携や情報収集の下、6 ヶ月に 1 回の訪問とさせていただく場合があります。
- ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出または状態の変化等に応じて介護予防サービス計画の評価、変更等を行います。

(4) 給付管理

介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス及び総合事業サービスが計画通りに提供されたか実績を確認し給付管理を行います。

(5) 医療、主治医との連携

介護予防サービス計画作成時（または変更時）やサービス利用時に必要な場合、利用者の同意を得たうえで、関係する医療機関や主治医との連携を図ります。

病院又は診療所に入院する必要性が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。また、その場合に備えて、担当職員の氏名並びに事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や医療保険の被保険者証等とともに保管しておいてください。

(6) 要介護認定等にかかる申請の援助

利用者の意志を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請及び更新申請に必要な協力を行います。

7、業務の委託

- (1) 事業所は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

8、介護支援専門員の担当者の選定について

サービス提供を行う介護支援専門員として、サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定いたします。担当者は契約書別紙のとおりです。

9、利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる利用料金については、契約書別紙のとおりです。

10、その他の費用

上記の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにかかる業務を行うため、曾於市域外の居宅に訪問した場合は、交通費として下記の交通費を請求いたします。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 30 km未満 0 円/回
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 30 km以上 1000 円/回

11、虐待の防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待を防止するための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (5) 利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。

12、身体的拘束等の原則禁止について

- (1) 事業所はサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

13、秘密の保持及び個人情報の保護について

- (1) 事業所及び事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。また、担当職員その他の従業者であった者が秘密を漏らすことはありません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

14, 事故発生時の対応方法について

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、介護予防支援事業所等に連絡を行います。
- (2) 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をします。
- (3) 事業者は、利用者に対する介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業総合保険
保証の概要	身体賠償 財産賠償

15, サービスに関する苦情・相談について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りです。
 - ・ 苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ・ 特に事業所に関する苦情である場合は、利用者の立場を考慮しながら、事業所の責任者が事実関係の特定を慎重に行う。
 - ・ 相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ・ 対応の内容に基づき、必要に応じて関係者の連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

苦情申立窓口

事業所窓口	受付担当者 曾於市地域包括支援センター 管理者 坂元 直美 電話番号 0986-76-8824 FAX 番号 0986-28-8140
事業者窓口	受付担当者 曾於市社会福祉協議会総務課長 藤田 晃二 解決責任者 曾於市社会福祉協議会事務局長 和田 幸次郎 電話番号 0986-72-0460 FAX 番号 0986-72-0425
曾於市役所福祉介護課 介護保険係	所在地 〒899-8605 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地 電話番号 0986-76-8807 受付時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	所在地 〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 6-6（鴨池南国ビル内） 電話番号 099-213-5122
福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1-7 電話番号 099-286-2200 受付時間 月～金 午前 9 時～午後 4 時 (但し土日祝、年末年始を除く)

介護予防支援及び介護予防マネジメントサービス提供開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本所面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明年月日 年 月 日

事業者

所 在 地 鹿児島県曽於市財部町南俣 504 番地 1

法 人 名 社会福祉法人 曽於市社会福祉協議会

代 表 者 名 会長 山本 ひとみ

事 業 所 名 曽於市地域包括支援センター

説明者氏名

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

※上記署名は_____（続柄_____）が代行しました。

代理人

住 所 _____

氏 名 _____（続柄_____）

※ 氏名欄は自署（自署が困難な場合は記名押印）してください。